



ず、その取消しを求めるものである。

(3) 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、概ね以下のとおりである。

審査請求人からの生活保護申請は、第1に稼働年齢層であり、検診命令の結果、就労可（軽労働）であること、第2に求職活動するよう指導するが、就労に自信がないと言って何もしないことから、稼働能力不活用として保護申請を却下したものである。

(4) 請求人の反論

処分庁の弁明に対する請求人の反論は、概ね以下のとおりである。

請求人の住所に反論書を提出することできる旨記した文書を処分庁の弁明書を同封して送付した。しかし、請求人は入院中との事実が後に判明し、入院先まで転送する旨請求人まで連絡したが、請求人より転送の必要はないとの回答があり、期限内までに反論書の提出はなかった。

(5) 事実認定

- 1 請求人は、平成19年3月16日付けで、腰痛により、仕事ができなくなり生活に困窮したことを理由に保護申請をしたこと。
- 2 処分庁は、平成19年4月4日に居宅訪問し、請求人と面接したこと。
- 3 平成19年4月6日に処分庁は、請求人に対して須崎くろしお病院にて請求人の検診を実施するため検診書を手渡し、平成19年4月11日に須崎くろしお病院にて検診を実施した。
- 4 平成19年4月16日付け処分庁受付けの検診書には要通院及び軽労働可との所見であったこと。
- 5 処分庁は、平成19年4月27日付けで、請求人に対して、原処分をしたこと。

(6) 争点

本審査請求における争点は、処分庁が行った原処分について、違法又は不当のものといえるか否かである。

(7) 判断

以下のとおり判断する。

法第4条第1項には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、生活に困窮する者が、その有する能力を最大限に活用したと認められる場合は同項に規定する要件を満たすと解される。

そこで、これを本件についてみると、処分庁は事実認定にあるように平成19年4月6日に、処分庁は、請求人に対して須崎くろしお病院にて請求人の検診を実施するため検診書を手渡し、検診を実施している。

この請求人の検診を実施し、請求人の稼働能力を把握しようとした処分庁の判断は妥当である。

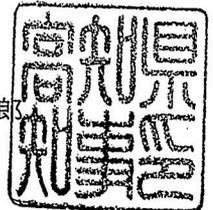
しかしながら、処分庁は請求人に対して求職活動を指導し、その求職活動の評価等を行うべきにもかかわらず、請求人に対して求職活動を指導した記録もなく、その求職活動の評価等が行われていない。稼働能力を活用したか否かは地域の雇用情勢、請求人の求職活動状況等について総合的に評価し、判断すべきにもかかわらず、それに関する記録はなく、検診の結果のみをもって稼働能力の不活用により原処分したことが妥当であるとの判断はできない。

したがって、処分庁が法第4条第1項の規定による保護受給要件を欠くものとした原処分については稼働能力の評価を十分行わないまま行っており、不適切な処分と言わざるを得ない。

よって、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成19年6月25日

高知県知事 橋本 大二郎



(教示)

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この裁決の前提となる決定をした高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)決定取消しの訴えを、あるいは高知県を被告として、この裁決の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)